

群馬大学生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター管理委員会規程

平成16.12. 1 制 定
改正 平成17. 4. 1 平成19. 4. 1
平成23. 4. 1 平成23.11. 1
平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1
令和 7. 4. 1 令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学生体調節研究所に、群馬大学生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター（以下「センター」という。）に関する重要事項を審議するため、群馬大学生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター長及びセンターの教員の選考に関すること。
- (2) センターの管理運営に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうち学長が指名する者（以下「理事」という。）
- (2) 共同教育学部長
- (3) 情報学研究科長
- (4) 医学系研究科長
- (5) 保健学研究科長
- (6) 理工学府長
- (7) 食健康科学研究科長
- (8) 生体調節研究所長
- (9) 医学部附属病院長
- (10) センター長
- (11) 事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号の委員をもって充て、副委員長は前条第8号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、センター長及びセンターの教員の選考に関する議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の審議の結果に基づき、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。